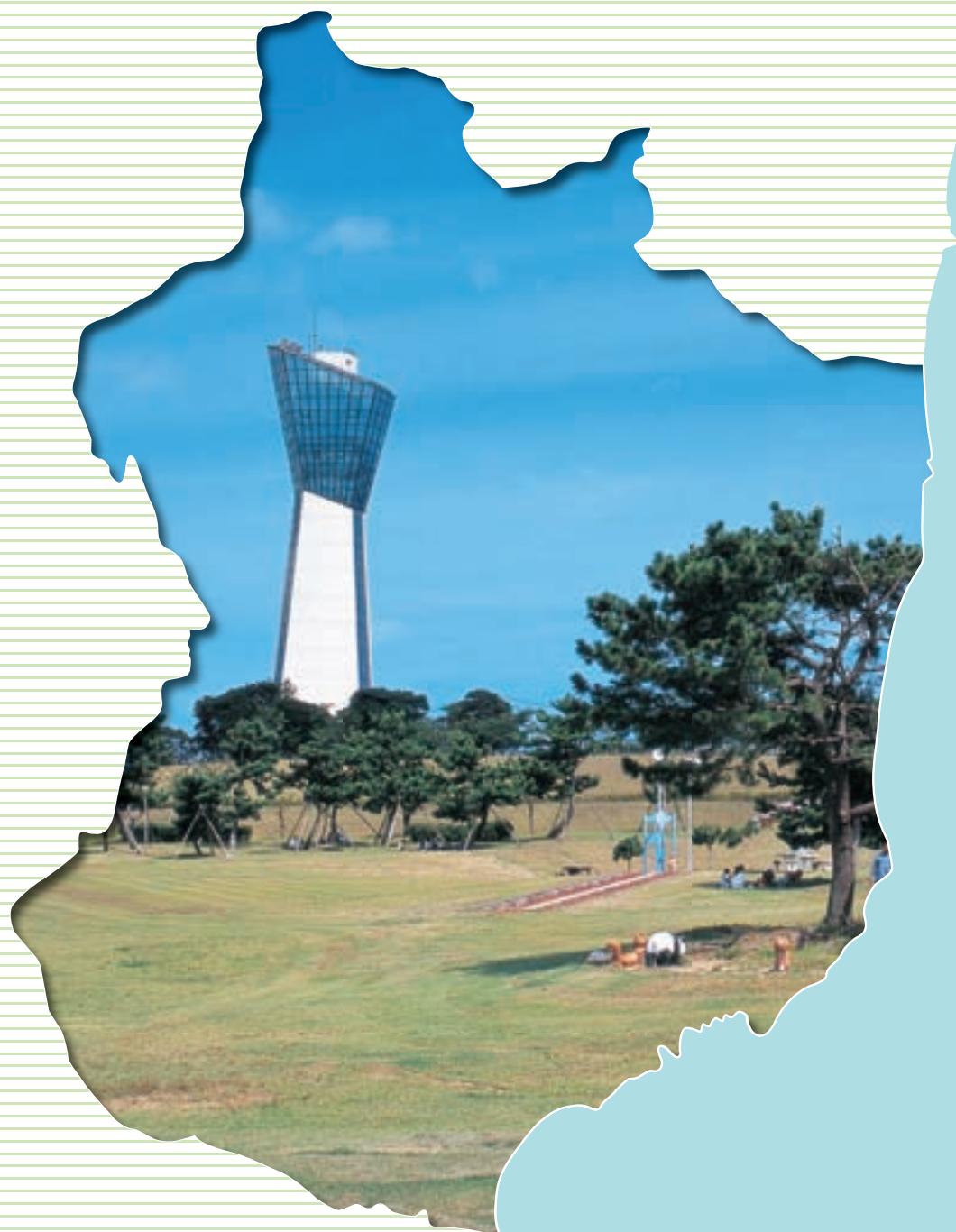


いわしん

ディスクロージャー誌2010



いいひと、いいまち、いいくらし。
いわき信用組合

Contents もくじ

ごあいさつ	2
事業方針及び概況	3
いわしんの概要	5
地域貢献活動	9
業務のご案内	16
手数料一覧	18
経営管理体制	19
自己資本充実の状況	23
財務情報	27
連結情報	37
連結自己資本充実の状況	38
店舗のご案内	42

いわしんプロフィール

(平成22年3月31日現在)

名 称	いわき信用組合
本 店 所 在 地	福島県いわき市小名浜花畠町2番地の5
創 立	昭和23年7月31日
預 金	1,416億350万円
貸 出 金	1,021億3,863万円
自 己 資 本	70億2,367万円
組 合 員	38,883名
出 資 金	40億8,662万円
店 舗 数	19店
常 勤 役 職 員 数	226名



いいひと、いいまち、いい暮らし
いわしんのシンボルマークは“いわき”
の頭文字“i”をモチーフに“いいひと、
いいまち、いい暮らし”的意を表し、三つ
重ねることで『お客様』『職員』『いわしん』
が三位一体となって歩む姿を表現しており、
右上がりのデザインは、躍進・向上を表現
して地域、そしてお客様と共に共存共栄してい
く姿をイメージしております。

ごあいさつ



日頃より皆様にはご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
設立以来60余年、地域金融機関としての使命を全うし、地域の皆様と共に歩んで参りました。これもひとえに、皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、平成21年度のわが国の経済は、一昨年来の世界的な金融危機の流れの中、輸出減少に伴う生産高の急激な落ち込みによる、在庫調整が一服し、中国をはじめとする新興国向けの輸出の回復で、緩やかな回復基調をたどりました。しかしながら、株価下落・デフレの進行が実体経済に影響を及ぼし企業収益の減少、雇用不安、消費低迷による売上不振など厳しい経済状況が続いています。中でも地域経済の基盤を支える私共信用組合の主たるお取引先である中小零細事業者等の業況は依然にも増して厳しい状況にあります。

当地区においても、個人消費が冷え込み、卸小売等販売額、自動車新規登録数で前年を下回っており、建設需要においても、住宅着工戸数が前年を大きく下回り、全般的に厳しい状況が続いています。

このような状況下、金融業界においては、新たに「中小企業等金融円滑化法」が施行され、金融機関に対し、単に資金供給を行うだけでなく、適切な経営相談・経営指導など、コンサルティング機能の発揮を期待すると共に、取引先企業の経営改善等を通じて、金融機関自らの財務の健全性の確保につなげ、生活の安定向上と経済の健全な発展に寄与することが求められています。

そのような中、地域と共に歩む典型的な地域密着型金融機関として、地域ネットワークを活かした企業間交流を深耕し、地域の皆様と共に互いに知恵を出し合い、業績向上を図ることが重要であります。「経営基盤の強化」は勿論のこと、不良債権の早期処理と収益力の強化による一層の財務の健全化を進めてまいります。

金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かしたきめ細やかな相談業務を第一とした安心安全な良質金融サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献すると共に「ふれ愛訪問活動」「地域安全パトロール活動」等を通じた地域貢献への取組みを推し進め、地域社会の活性化貢献のために役職員一同邁進する所存でございます。

このような **いわしん** を皆様により深くご理解いただくために本冊子を作成致しました。引き続き我々 **いわしん** をご利用いただく上で、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

今後とも皆様には、何卒ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年7月

いわき信用組合

理事長 江 尻 次 郎

事業方針及び概況

経営理念

いわしんは相互扶助を基本理念に設立され、『地域社会への貢献』を使命として、これまで蓄積してきた信頼と実績を基盤に、効率経営に徹しながら経営の安定化に尽力しています。多様化するニーズを的確に捉え、心から満足していただけるサービスを提供していく為にも職員一人ひとりの『豊かな創造力の發揮』が不可欠であり、より良い商品の開発・提供に努めなければなりません。

その為の自己啓発を促す教育制度を整備しています。こうした方針や施策も、職員一人ひとりの業務に対する意欲がなければ、実効性あるものにはなり得ません。地元雇用を基本として、きめ細やかな福利厚生制度の確立による高い定着率を維持し、『働く喜びのある職場づくり』のため職員個々が、自ら考え行動する風土・伝統となるよう力を注いでいます。



経営方針

地域の皆様から揺るぎない信頼を得るため、法令遵守と高い企業倫理の確立が重要であるとの下、役職員一人ひとりが人格・教養を更に高め、良質な金融サービスを通して、地域の発展とお客様の豊かな暮らしづくりのため、自ら考え、行動する活力ある組織をつくる。

平成21年度の業績

◆預 金

年金受給者の増強及び定期性預金の増強を主体として推進しました結果、個人預金を中心順調な増加をみることができ、期末残高1,416億3百万円（前期末比1.13%増）、期中平均残高1,409億20百万円（前期末比2.59%増）となりました。

◆貸 出 金

融資増強の主力として個人向け融資（消費者ローン・住宅ローン）の他、法人向け融資も信用保証協会付融資を中心に推進を図ることができ、期末残高1,021億38百万円（前期末比1.72%増）、期中平均残高1,006億68百万円（前期末比2.71%増）となりました。

◆損 益

収益力強化及び資産の健全化を経営の柱として営業推進し、資産査定における償却・引当金の計上や、市場金利低下による減収等がありました。当期純利益は184百万円（前期末比171.95%増）となりました。

経営指標の推移

◆主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収益	3,977,046	3,940,332	3,834,781	3,915,568	3,783,560
経常利益(損失)	922,950	△2,321,945	305,044	234,336	245,088
当期純利益(損失)	421,184	△3,006,790	277,518	67,940	184,767
預金積金残高	130,820,155	131,187,763	134,225,478	140,008,461	141,603,505
貸出金残高	101,064,738	95,540,389	97,791,646	100,410,640	102,138,633
有価証券残高	8,776,352	7,370,156	8,050,016	8,784,513	9,110,809
総資産額	140,226,978	138,567,910	142,137,961	147,715,267	149,811,015
純資産額	7,709,435	5,660,454	6,300,830	6,007,321	6,470,240
自己資本比率(単体)	8.78%	6.75%	7.34%	7.37%	7.43%
出資総額	2,450,576	3,472,661	4,021,429	4,036,976	4,086,623
出資総口数	4,901,152□	6,945,322□	8,042,859□	8,073,952□	8,173,246□
出資に対する配当金	47,390	53,397	71,978	80,406	81,089
職員数	223人	218人	213人	217人	217人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」の平成18年度以降の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

◆組合員の推移

(単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度
個人	35,681	35,790
法人	3,071	3,093
合計	38,752	38,883

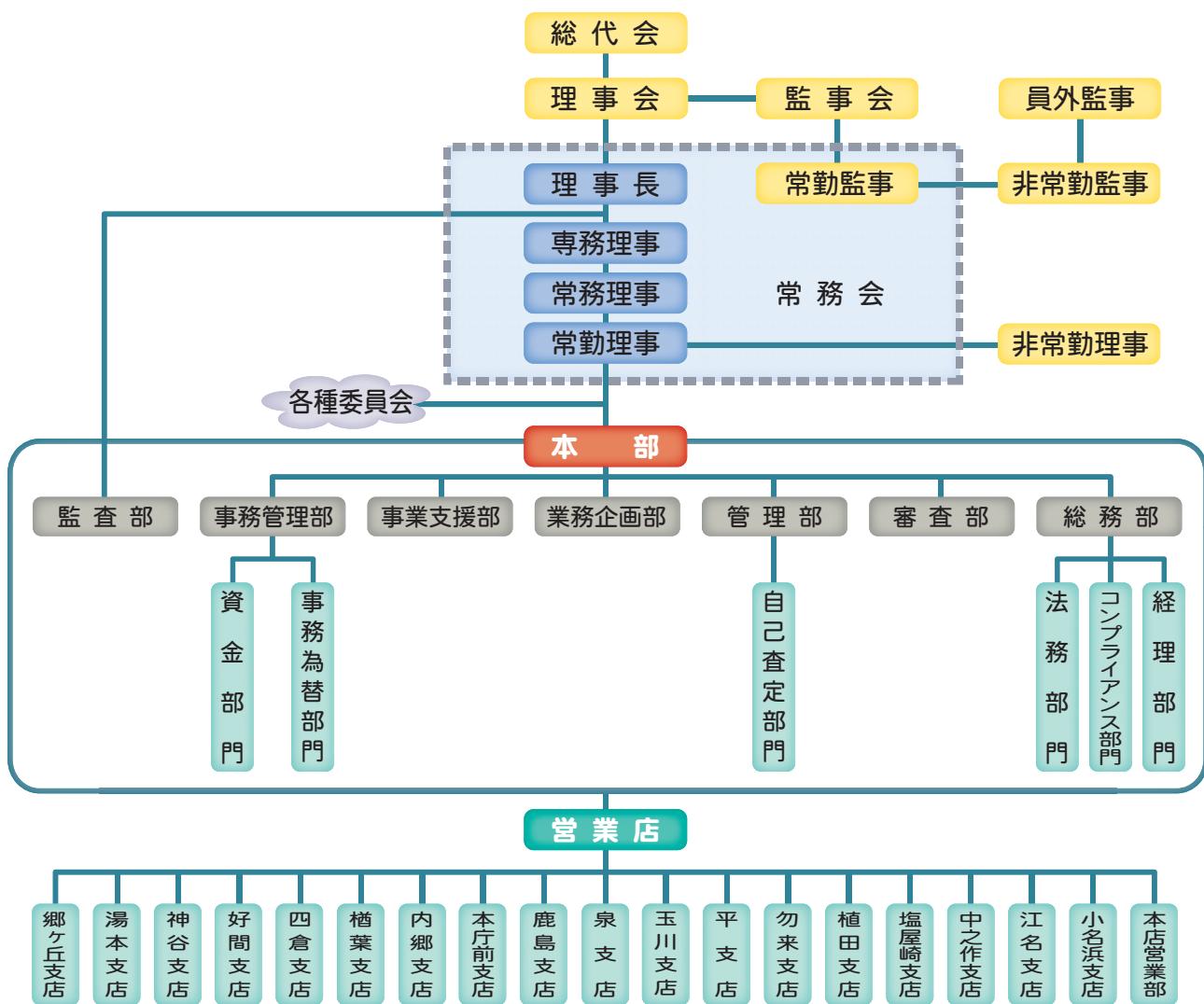
いわしんの概要

役 員 (平成22年6月末現在)

理事長 江尻次郎 常務理事 片寄英二 常勤理事 下山田省吾 理事 比佐臣一 監事 武藤行典
専務理事 鈴木丈夫 常勤理事 加澤万司 常勤理事 星光彦 理事 小野圭一 員外監事 浅井嗣夫
常務理事 鶴岡利明 常勤理事 猪狩正弘 理事 酒井孝一 常勤監事 神田雄二

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組織図 (平成22年6月末現在)



いわしんの歩み

昭和23年 7月	「江名町信用組合」設立	6年 1月	信組全国共同センターへシステム移行
27年10月	江名字北町へ本店移転（現江名支店）	3月	国債窓口販売業務認可 預金800億達成
32年 6月	「磐城信用組合」へ名称変更	10月	外国為替取次業務開始
34年 7月	「中小企業長官賞」受賞	12月	懸賞金付定期「ドリームチャンス」発売
39年 8月	現本店新築、移転	8年 1月	年金友の会会員向「ゆうゆう定期」発売
41年 9月	「いわき信用組合」へ名称変更	10年 4月	経営交流会「うるしの実クラブ」の設立
45年 5月	内国為替集中決済制度加盟	5月	創立50周年記念式典
54年 4月	住宅金融公庫との業務委託契約締結	12年12月	投資信託窓口販売業務開始
58年12月	創立35周年キャンペーン 預金500億達成	14年 7月	つばさ信用組合と合併
59年 8月	全銀為替へ加盟	16年 5月	IYバンク(セブン銀行)と利用提携開始
60年 8月	いわき・湯本信組共同オンライン稼動	17年 1月	決済用預金発売
平成 3年 6月	いわき手形交換所での直接交換開始	17年 6月	生損保窓口販売業務開始
11月	スーパー定期取扱開始	18年 4月	「子育て支援応援団」発売
4年 6月	貯蓄預金取扱開始	19年 3月	ローンセンター（自由ヶ丘）オープン
5年 4月	日銀歳入復代理店業務開始	20年 6月	創立60周年記念祝賀会

トピックス 平成21年度

平成21年

5月14日	ボランティア活動 年間延べ4回実施	11月 4日	「フェニックス会」国内旅行（～5日 伊香保温泉）
6月19日	第61期通常総代会	11月 7日	ローンセンター土日営業開始
6月20日	地域力連携拠点事業セミナー（延べ5回）	11月20日	「うるしの実クラブ」総会・講演会 講師：国分秀男氏
8月24日	東北財務局による立ち入り検査（～9月25日）	12月 4日	うるしの実クラブ主催「第3回ビジネスマッチング交流会」
9月 3日	しんくみの日週間献血運動		

平成22年

2月 9日	A E D設置（本店営業部・平支店・玉川支店）	3月31日	入組式
3月 2日	フレッシャーズセミナー		

総代会

◆総代会の仕組み機能

信用組合は、組合員同士の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員1人1人の意見を大切にする協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することとなります。当組合では約3万8千8百名と会員数がたいへん多いため、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令に基づき総会に代えて総代会制度を採用しております。

◆総代会の役割、決議事項

総代は組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。したがって、総代会は定款の変更や決算、理事・監事の選任等重要事項を決議する最高意思決定機関です。

◆総代の定数、任期

総代の定数は定款により「130人以上160人以内」とし、任期を「3年」と定めてあります。

◆総代の選考基準、選任方法

20名以上の地区組合員から推薦を受けた方

理事会の承認により推薦を受けた方

◆選挙区、定員数

選挙区毎に選挙すべき総代の数は、選挙年度毎に、組合員に占める各選挙区組合員割合と総代定数の見直しをして、比例して定めてあります。

(平成22年6月17日現在)

総代選挙区	対象地区
第1選挙区 総代定数 54名 総代数 54名	いわき市小名浜、江名、折戸、中之作、永崎、鹿島町、泉町、渡辺町、洋向台、泉ヶ丘、泉玉露、湘南台、葉山、若葉台、常磐三沢町、常磐松久須根町、常磐上矢田町
第2選挙区 総代定数 46名 総代数 46名	いわき市平、自由ヶ丘、郷ヶ丘、明治団地、中央台、石森、平成、好間町、三和町、小川町、川前町、小島町
第3選挙区 総代定数 22名 総代数 22名	いわき市植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町、山田町、金山町、中岡町、南台、遠野町、田人町
第4選挙区 総代定数 22名 総代数 22名	いわき市常磐（常磐三沢町、常磐松久須根町、常磐上矢田町を除く）、桜ヶ丘、草木台、内郷
第5選挙区 総代定数 16名 総代数 16名	いわき市四倉町、久之浜町、大久町、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡



◆総代会の決議事項

第62期通常総代会が、平成22年6月17日午後1時30分より、カルチャードシャンブリアンにて開催されました。当日は総代160名のうち、出席112名（うち委任状による代理出席3名）、議決権行使書による出席155名のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項 第62期（平成21年度）事業報告書、貸借対照表、損益計算書の報告の件

議決事項

第1号議案 第62期（平成21年度）剰余金処分案承認の件

- ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 第63期（平成22年度）事業計画及び収支予算案承認の件

- ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 定款の一部変更の件

- ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第4号議案 大口出資者に対する特典付与の件

- ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第5号議案 平成21年度組合員除名の件

- ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第6号議案 任期満了に伴う役員改選の件

- ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。また、被選任者は全員が出席しており、いずれも就任を承諾されました。

第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

- ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

地区別総代懇談会

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、4班に分けて総代会開催日前に毎年実施し、今年で6年目を迎えてあります。当組合の経営実態や金融機関からみた地域経済の現況と海外の動向をわかり易く説明、また一方、各地区総代よりは利用者側の視点よりの発言をいただき、経営に反映させてあります。実例として「地域安全パトロール」「子どもひなんの家」の活動が生まれてあります。



①日 時 平成22年5月11日 11時半より

場 所 太平洋健康センター

出席者 総代28名 信用組合役職員15名



②日 時 平成22年5月14日 11時半より

場 所 カルチャードシャンブリアン

出席者 総代22名 信用組合役職員11名



③日 時 平成22年5月18日 11時半より

場 所 八幡台やまたまや

出席者 総代27名 信用組合役職員14名



④日 時 平成22年5月19日 11時半より

場 所 吹の湯旅館

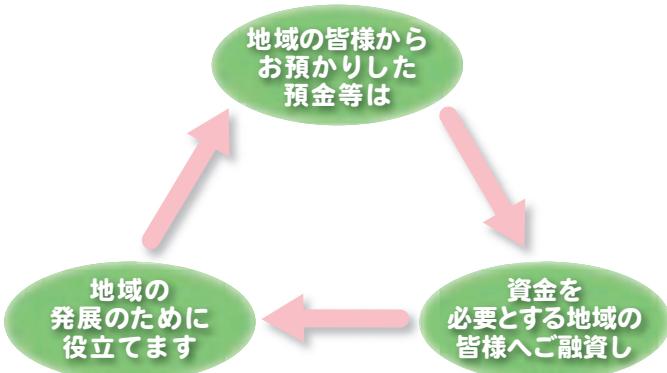
出席者 総代23名 信用組合役職員21名

地域貢献活動

地域社会発展への貢献

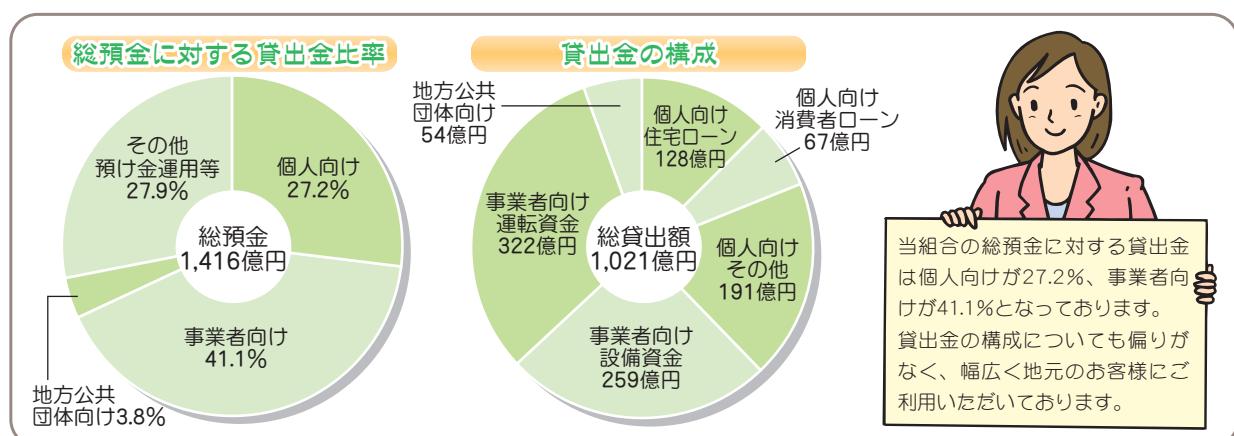
いわしんは『地域密着主義』の方針の下に、いわき市内・相双地区を営業地区として、全19店舗を配し、地域内に居住される皆様や事業を営まれる中小事業者、並びにそこに勤務される方々を組合員として、お互いに助け合い、発展していく事を共通の理念として運営されている協同組織金融機関です。

地域金融機関として相互扶助を基本理念に、金融の円滑化と経済的地位の向上に寄与する事を経営の基本として、企業としての社会的責任を果たし、地域社会の発展に大いに貢献して参ります。



地域経済発展への貢献

地元地域の皆様からお預かりした大切な資金（預金）は、地域経済の活性・発展のために活用させて頂いてあります。



いわしんでは、地域の皆様の健全な消費資金の借入れニーズにおこたえするため、独自の「自動審査システム」を導入し、簡便な申込によるスピーディーな回答が可能な消費者ローンの取扱をおこなっております。

【主な消費者ローンのご利用実績】

商品名	商品の概要	件数	金額
マイカーローン	自家用車の購入ほか車関連資金として	1,353件	1,095百万円
フリー ローン	消費資金の範囲内でお使いみち自由の資金として	3,030件	1,977百万円
あとりまとめローン	他社のキャッシングローンの借換え資金として	802件	1,595百万円

いわしんは、福島県並びにいわき市、相双地区市町村の中小企業向け制度融資の取扱窓口となっております。

【主な制度資金のご利用実績】

制度名	商品の概要・対象	件数	金額
信用組合資金	中小企業者で、いわしんの組合員	782件	3,207百万円
いわき市 中小企業制度融資	いわき市内で同一事業を1年以上継続して営んでいる県信用保証協会の保証対象業種	114件	550百万円

地域密着型金融への取組み状況

(1) 地域密着型金融の推進に関する基本的な考え方

いわしんは、地域金融機関として社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、常に健全経営に努めています。組合員である事業者との長期的な取引関係を維持しながら金融仲介機能を強化し、地域経済の活性化、雇用創造の一助に向けて地域密着型金融を推進してまいります。

※「地域密着型金融」とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出金等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」と一般的に定義されています。
(平成15年3月27日、金融審議会「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」より)

(2) 具体的な取組みについて

① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

* 「ビジネスマッチング交流会」の継続的な開催

地域金融機関の役割の一つとして、ビジネス拡大の機会創出があります。

当組合は一昨年からビジネスマッチング交流会を実施しており、通算4回開催しています。これまでに経営者交流会「うるしの実クラブ」会員を中心に行なった約50件の商談が成立し、数社間で商談案件が進行中です。

今後も年1~2回の交流会を定期的に開催します。また、22年度は第3刊目となる会員企業紹介誌(「ちいきのなかま」)を発刊する予定です。



第1回：第1回「うるしの実クラブ」ビジネスマッチング交流会
(参加企業 100社 平成20年3月18日開催)

第2回：第2回「うるしの実クラブ」ビジネスマッチング交流会
(参加企業 118社 平成21年1月20日開催)

第3回：「いわきビジネスドリーム発表会・交流会」
(参加企業 150社 平成21年3月7日開催)

第4回：第3回「うるしの実クラブ」ビジネスマッチング交流会
(参加企業 120社 平成21年12月4日開催)



② 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

* 資金ニーズに対する窓口相談態勢の充実

平成21年1月より全店舗で閉店時間をPM5:00まで延長したのに続き、11月よりローンセンターにて土・日相談窓口を開設(AM11:00~PM5:00)し、「緊急保証制度」、「金融円滑化」への対応や「多重債務者問題」解決等に取り組んでいます。

ローンセンターへの1日平均来店者数

土・日相談窓口設置前… 6.6人
土・日相談窓口設置後… 13.5人

③ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

*目利き能力向上のための取組み

地域に根ざした金融機関として地域の事業者に対し適切な資金供給を行い、また、経営改善等を提言するためには、取引先企業の実態把握はもとより、将来性を見極める能力が不可欠です。当組合は、各種研修や外部専門家（中小企業診断士）による相談業務等を通じ、取引先の成長に対し真のパートナーとなるべき人材の育成に取り組んでいます。

- ・目利き能力向上のための外部研修（全国信用組合中央協会等主催）
「企業財務分析講座」、「融資審査講座」、「融資渉外講座」等
- ・目利き能力向上のための内部研修
リスク管理部署（管理部・審査部・事業支援部）による研修の開催
- ・相談業務における職員の外部専門家（中小企業診断士）との同行回数
平成20年度…延べ106回
平成21年度…延べ113回

④ 経営改善支援等の取組み実績

2010年3月末実績		
経営改善支援取組率		3.7%
再生計画策定率		100.0%
ランクアップ率		4.0%
創業・新事業支援融資実績	12件	369百万円
個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組実績	3件	254百万円

(3) 地域力連携拠点事業について

当組合は2年間に亘り「地域力連携拠点事業」（注）を地域密着型金融の大きな柱として積極的に推進してまいりました。当組合は引き続き平成22年度『中小企業応援センター事業』（東北経済産業局委託事業）に支援機関として参画しており、専門家（中小企業診断士）による相談、経営課題に沿った各分野の専門家の派遣、セミナー等（いづれも無料）を実施してまいります。



「地域力連携拠点事業」の実績（2年間）

◆相談事業	経営力の向上支援 創業・再チャレンジ支援 事業承継に関する相談	183件 28件 8件	<u>計219件</u>
◆専門家派遣事業	27回		
◆情報提供事業	経営革新セミナー IT経営セミナー	6回 3回	<u>計 9回</u>
◆ビジネスマッチング	「いわきビジネスドリーム発表会・交流会」（参加企業150社、参加者200名）		
◆法施策の活用	農商工等連携事業計画認定	1件	

(注)「地域力連携拠点事業」とは、東北経済産業局からの委託事業で相談、専門家派遣、情報提供等を行い、事業者の方々が抱える課題解決や前向きな取組みを支援する事業。平成21年度、いわゆる“事業仕分け”により平成22年度、『中小企業応援センター事業』に移行。

中小企業金融円滑化法への取組み状況

平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法は、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、中小企業事業主や住宅ローン借入者のお客様からの既往の債務にかかる貸付条件の変更等の申込み・相談に対して、金融機関が適切な措置をとるよう努めることを求めてあります。

いわしんは、このようなお申込み・ご相談に迅速かつ誠実な対応に努め、その実施状況を半期（9月末・3月末）毎に開示してまいります。

◆貸付条件の変更等の申込みに対する方針

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等により返済が困難となった場合には、当組合の各営業店の「金融円滑化相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の各営業店の「金融円滑化相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、審査部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 審査部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 管理部門において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関（公庫等を含む）、信用保証協会、住宅金融支援機構等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、新たな条件の提示を行うに当たっては、その内容を速やかに提示するとともに、謝絶に際しては、可能な限り根拠を示し、お客様の理解と納得を得る説明に努めてまいります。

VI. お客様からの要望・苦情に対する対応について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に関する問い合わせ、相談、要望及び苦情等に対しては、総務部を窓口としてその情報を一元的に把握します。また、関係各部署において、問い合わせ、相談、要望及び苦情等の情報の共有化に努めてまいります。

お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

VII. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。



◆金融円滑化法に基づく措置の実施状況

貸付けの条件変更等の申込みを受けた債権の件数と金額の累計

(お客様が中小企業者の場合)

(単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権	101	1,854	299	5,767
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	89	1,684	267	5,426
うち、実行に係る貸付債権	58	1,255	255	5,298
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	28	352	6	41
うち、取下げに係る貸付債権	3	77	6	87
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付の債権	12	170	32	341
うち、実行に係る貸付債権	1	3	30	336
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	11	167	2	5
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

(お客様が中小企業者であって、お客様に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係るお客様のうち他の金融機関に対しても法の施行日以降に貸し付けの条件変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	22	283	33	404
うち、実行に係る貸付債権	0	0	32	399
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	22	283	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	1	5

(お客様が住宅資金借入者の場合)

(単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権	12	215	41	581
うち、実行に係る貸付債権	2	17	24	346
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	10	198	13	173
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	4	62

地域社会貢献への取組み



● あんしん・ふれ愛訪問活動

各支店エリア内単身高齢者世帯を主体に、いわしん担当職員が毎月定期的に訪問し、高齢者の方が心豊かで安全な生活を送ることができるよう、行政と連携を図りつつ、心身の健康管理の支援を図る“あんしん・ふれ愛訪問”活動を行っています。

● 子どもひなんの家・地域安全パトロール活動

児童・生徒が登下校中や外出先等で犯罪などの危難を感じた場合の避難場所「子どもひなんの家」として、通学路に接している店舗等10箇所をそれぞれの管轄学校に登録し、店舗入口に「表示旗」を掲示し、児童・生徒の被害を未然に防止する活動に取組んであります。

また、全店の渉外ネットワークを活かし、渉外担当者全員が「地域安全」の腕章を常備着用、バイクや車両に「地域安全パトロール実施中」のステッカーを貼付しての渉外活動で、防犯の一役を果たしております。特に、小学校下校の時間帯の渉外活動では、遠回りであっても通学路を通り、子供たちの安全を見守るようにしてあります。



● ボランティア活動

平成18年2月から「ボランティア休暇」を創設し、職員が地域を中心に環境美化や福祉活動、児童の健全育成活動などにボランティアとして参加し、奉仕活動を通じて社会に貢献する活動を行っています。

いわしん主導の活動として、本年度も、夏井川河口や永崎海岸等の清掃活動を延べ4回実施しております。

● うるしの実クラブ

当クラブは地元企業の経営者といわしんが協力し合い、互いに交流を深めながら、変化の激しい時代を乗り切ることを目的に設立され、現在約380人の会員が在籍していますが、昨年11月の東北福祉大学特任教授の国分秀男先生による講演会に続き、12月には120社の参加者を集めてのビジネスマッチング交流会を開催しました。



● 「農商工連携」事業

いわしんは、地域経済の基盤である農林業業者と地元中小企業者との連携を図り、共同で新たな商品・サービスの開発・販売を行う事業への取り組みを支援しており、今後も継続して推進してまいります。



● 献血活動

信組業界全体の社会貢献活動としての「しんくみの日週間・献血運動」へは、いわしんは平成15年より参加しております。献血協力者も年々増えており、恒例となりましたこの活動を今後も継続してまいります。



● 子育て支援商品

金融サービスの提供を通じて子育てを支援する目的で、いわしんでは子供さんが3人以上いるご家庭を対象に、定期預金、定期積金、住宅ローン、消費者ローンの金利を優遇する“子育て支援商品”を発売しております。

業務のご案内

(預金商品)

種類	特 色	お預入れ期間	お預入れ金額	
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資をセットした暮らしに欠かせない預金です。	お出し入れ自由	1円以上	
普通預金	給与、年金、配当金の受取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用いただけます。	お出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	普通預金より有利で、定期預金より便利。お預入残高に合わせた2段階の有利な利率をご利用いただけます。	お出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月の掛け金はあなたのマネープランに合わせて、ご自由にお選びいただけます。	1年～7年	1,000円以上	
定期預金	スーパー定期 市場金利に連動して利率を決定します。特に3年以上は個人の方に限り、半年複利でご利用いただけ大変有利です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上 300万円未満	
	スーパー定期300 お預け入れ300万円からの有利な自由金利定期預金です。特に3年以上は個人の方に限り、半年複利でご利用いただけ、更に有利です。	1ヶ月以上 5年以内	300万円以上	
	期日指定定期預金 1年複利で有利な預金です。1年の据置期間経過後は、1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しあなただけです。	最長3年	1,000円以上 300万円未満	
	大口定期預金 市場金利に連動して利率を決定します。まとまった資金を更に大きく増やすのに有利で、確定利回りですので安心確実です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	
	懸賞金付定期預金 毎年上期・下期に募集し、年1回抽選、「賞金」や「秋刀魚」が当たり、お楽しみな預金です。	1年	10万円以上 1,000万円まで	
	変動金利定期預金 「スーパー・チャンピオン」は金利保証型。一度上がった金利は下がりません。	3年	10万円以上 1,000万円まで	
財形預金	財形年金預金 お勤めの方の給与、 ボーナスからの天引き預金です。	ゆとりある老後の蓄えの為の非課税扱い預金です。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得の為の非課税扱い預金です。	5年以上	1,000円以上
	一般財形預金	自由に使える預金です。	3年以上	1,000円以上
当座預金	小切手、手形支払の専用口座です。	お出し入れ自由	1円以上	
通知預金	短期の余裕資金の運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡ください。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税の為の預金です。お利息に税金がかかりませんので、大変有利です。	納税の際のお引き出し	1円以上	
決済用預金	ペイオフ対象外の預金で全額保護されますが、お利息は付きません。	お出し入れ自由	1円以上	

(窓販業務)

国債窓口販売	新規に発行される個人向け国債（3年固定・5年固定・10年変動利付国債）の取扱いを行っております。
投資信託窓口販売	お客様の幅広い資金運用ニーズにお応えするために、投資信託の窓口販売を行っております。
保険窓口販売	長期火災保険（しんくみ安心マイホーム）・債務返済支援保険（しんくみ安心サポート）ならびに個人年金保険（5年・10年確定年金）の窓口販売を行っております。

(各種サービス)

サービス名	内 容
キャッシュサービス	いわしんのキャッシュカードは、MICSマークのある金融機関およびセブン銀行・ゆうちょ銀行でご預金のお引き出し、残高照会ができます。また、一部金融機関ではご入金・お振込もできます。
自動受取サービス	給与やボーナスのほか、厚生年金や国民年金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・NHK・税金・各種保険・各種クレジット代金などを、預金口座から自動的にお支払します。
クレジットカード	『いわしんVISAカード』と『しんくみピーターパンカード』のお取扱いをいたします。
デビットカードサービス	いわしんのキャッシュカードで、デビットカード加盟店でのお買い物の代金支払ができる便利なサービスです。
インターネット・モバイルバンキング	パソコンや携帯電話で、振込・振替・残高照会・入出金明細照会などのサービスがご利用いただけます。
内国為替	振込・手形の取引などを迅速・正確・安全に行います。
貸金庫	預金証書・株券・権利書・貴金属などを安全に保管し、盗難・災害などの不慮の事故からお守りします。
夜間金庫	窓口の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちに預りします。翌営業日にご指定の預金口座へ自動的に入金いたします。
外貨両替	海外旅行などに必要なドル両替え等をいたします。旅行小切手も取扱いいたします。

(個人向け融資商品)

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間
いわしん金利選択型 住宅ローン 「えらベルくん」 「えらベルくんコンボ」 「たすかるくん」	住宅の新築・新築住宅購入・中古住宅購入 住宅リフォーム資金・住宅ローンの借換資金	4,000万円以内	1年以上35年以内
長期固定金利型 住宅ローン (いわしんフラット35)	住宅の新築・新築住宅購入・中古住宅購入・住宅ローンの借換資金	100万円以上8,000万円以下	次のいずれか短いほう ①15年以上35年以内 ②完済時の年齢が80歳となるまでの年数
おとりまとめローン	事業性資金を除く信販・消費者金融会社等の 借入金とりまとめ	10万円以上500万円以内	300万円以下・7年以内、 300万円超・10年以内
お得なマイカーローン	自家用車、バイク購入、車検、修理費等車関連 費用全般	10万円以上500万円以内	6ヶ月～7年以内
リフォームローン	自宅のリフォーム・門扉・外柵・造園購入及び 工事費	50万円以上500万円以内	300万円未満・6ヶ月～7年以内、 300万円以上・6ヶ月～10年以内
極度型教育ローン	受験時・入学時・在学中にかかる教育費用全般	最高設定極度額 300万円以内	1年毎の自動更新
スーパーフリーローン	お使いみち自由（旧債務、事業性資金含む）	10万円以上200万円以内	1年以上 7年以内
カードローンネクスト	お使いみち自由	最高設定極度額 200万円以内	1年毎の自動更新

(事業者向け融資商品)

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間
一般のご融資	手形割引…一般商業手形の割引 手形貸付…仕入資金など短期運転資金 証書貸付…設備資金など長期資金		詳細は最寄の営業店へお問い合わせ下さい。
各種制度融資	福島県・各市町制度融資		
いわしんスピードローン	運転資金	1,000万円以内 原則担保・保証人不要	7年以内

(代理店業務一覧)

- | | | |
|------------------|----------------------|---------------|
| ・日本銀行歳入復代理店 | ・独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店 | ・福島県収納代理金融機関 |
| ・株式会社日本政策金融公庫代理店 | ・独立行政法人福祉医療機構代理店 | ・いわき市収納代理金融機関 |
| ・株式会社商工組合中央金庫代理店 | ・独立行政法人勤労者退職金共済機構代理店 | ・楢葉町収納代理金融機関 |
| ・全国信用協同組合連合会代理店 | ・独立行政法人農林漁業信用基金代理店 | ・広野町収納代理金融機関 |
| | ・独立行政法人住宅金融支援機構代理店 | |
| | ・年金積立金管理運用独立行政法人代理店 | |

経営管理体制

コンプライアンス（法令等遵守）体制

いわしんは、地域の経済・社会の健全な発展に資するため、業務の健全経営と、より透明度の高い業務運営を目指す中で、金融機関としての社会的責任と公共的使命を自覚し、地域の皆様からの搖るぎない信頼を確保するため、法令等の遵守と高い企業倫理の確立が重要であると考え、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、その体制の整備を図ってあります。

当組合のコンプライアンス体制としては、常勤役員等で構成し理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、委員会を定期的に開催して、コンプライアンス政策についての検討・評価・状況の把握をし、諸施策の実施等により常に体制の強化に取組んであります。また、総務部をコンプライアンス統括部署とし、コンプライアンス関連情報を一元的に収集・管理し分析及び検討して改善を図るとともに、各部店からの報告・連絡・相談への対応や業務の点検・指導を行ってあります。さらに、新たな業務の開始、商品の販売、各種契約締結の際のリーガルチェックを実行し、顧問弁護士と連携・相談しながら法律問題に対応してあります。本部各部及び営業店には、コンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署との連携の強化、日々の業務におけるコンプライアンス状況の点検や、職場内における教育を実施しております。

役職員に対する指導・啓蒙については、理事長はじめ担当役員が、部店長会議や各種研修会等機会あるごとにコンプライアンスに関する発言をして意識の高揚を図っております。また、「コンプライアンス（法令等遵守）の基本方針」・「役職員の行動基準」・「遵守すべき法令」等を収めた「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、さらに年度ごと理事会にて協議決定し策定したコンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づき具体的推進策を示し、全役職員が一丸となって、コンプライアンス重視の企業風土を醸成しております。

その他、反社会的勢力の排除のため、本部各部・営業店や顧問弁護士・警察等関係機関との連携を強化し、断固とした姿勢で対応しております。また、マネーローンダーリングの防止等にも取組んであります。

各種リスク管理体制

◆リスク管理への取組み

金融自由化の進展や金融技術の革新、規制緩和による金融機関業務拡大などにより、金融業務に付随するリスクは複雑化しております。このような環境の中、リスク管理の高度化へ向けた取組み、すなわちリスクの把握とそのコントロールが重要になってきています。

いわしんでは、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを定めた「統合的リスク管理方針」を策定し、リスク管理の強化・充実を図っております。また、リスク管理の重要性に鑑み、経営陣が基本方針の決定に積極的に関与する体制としています。

具体的には、各リスク管理担当部署が「管理基本方針」を策定し、常勤役員と各部部長から構成される『常務会』の審議・決裁を経て、『理事会』で承認を得ることとしています。常務会、関連部長、リスク管理担当部署等は、こうして承認された基本方針に基づいて管理を行います。

その他、資産・負債を総合的に管理し、各業務部門を牽制することにより、運用戦略等の策定・実行の適正性を確保することを目的として「ALM委員会」を設置し、リスクを多面的に分析・検討を行い、協議を重ねることにより、統合的リスク管理態勢の充実に取組んでいます。

信用リスク	定義	信用供与先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
	管理方針	1. クレジットポリシー（融資の基本的行動指針）に基づき、厳正な与信判断及び管理を行う。 2. 個別与信において、さまざまな角度から可否の判断を総合的に行い、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢の徹底とその実行の適切性を検証する。 3. 与信リスク集中の排除並びに与信ポートフォリオ管理による資産の健全性の維持。 4. 資産の健全性確保・収益力向上に向けた資産査定の厳格化、信用格付制度の精緻化等に取組む。
	管理態勢	営業推進部門から完全に独立した審査部を所管部署として「信用リスク管理規程」に基づき、特に大口与信先の与信状況報告並びに与信リミット案件に応じた稟議など、常勤理事・常勤監事・各部部長で構成される常務会において合議し、理事会に報告する。 当組合の現状における信用格付取組状況より、標準的手法を採用し評価計測していますが、信用リスク計測の精緻化を鑑み、内部格付手法への移行は必須であり、現在導入に向け作業を進めている。
市場リスク	定義	金利・有価証券等の価格・為替など様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当組合が損失を被るリスクであり、金利リスク、株価リスク、為替リスク等からなる。
	管理方針	1. 経済・金融環境予測を前提として、適正な流動性を保持し各種リスクを回避しつつ、収益性の極大化を目的とした金融資産の総合管理を実現する。 2. 保有有価証券のリスク量並びに評価損益等を把握し、経営体力に対し比較・検討を行う。 3. 有価証券の種類ごと・銘柄ごとの保有限度を定め、リスクコントロールと収益の確保を目指す。 4. 市場リスクの適切なコントロールと適正収益確保を図るため、定期的なモニタリングを実施する。
	管理態勢	保有有価証券のリスク量並びに評価損益等を計測し、経営体力に対する影響度について、毎月常務会に報告する。 モニタリング結果を定期的に常務会に報告し、常務会において戦略目標、リスク管理方針・管理体制、リスク限度額等を協議・決定し、理事会に報告する。
流動性リスク	定義	市場の混乱等により市場において取引が出来なくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる事により損失を被るリスク（市場流動性リスク）及び、当組合の財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる事により損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいう。
	管理方針	1. 経営計画を踏まえた的確な資金ポジションを確保するため、預金・貸出金を日常的に集中管理する。 2. 調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の体制をとる。 3. 市場の状況と調達可能額を把握し、資産の流動化が円滑に行える態勢を確保する。
	管理態勢	資金繰り管理部門が、預貸率・支払準備率の推移並びに大口預金の流出・大口貸出の発生などの予想を日常的に把握し、定期的に流動性リスク状況を常務会に報告する。
オペレーションアル・リスク	定義	業務の過程・役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被る狭義の経営リスク。 評価計測に当たっては、当面基礎的手法を採用する。
	事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な仕事を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクをいう。当組合は、事務リスク管理の重要性に鑑み、常にリスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導を図り、厳正な事務管理に努める。
	システムリスク	内部検査による牽制機能を確保し、「事務管理マニュアル」に基づき管理を行い、その状況については、定期的あるいは必要に応じ常務会に報告し、必要ある場合は理事会に付議・報告する。
	システムリスク	システムリスクについて十分認識し、正当性・信頼性・公共性が失われることの無いように、情報資産に対して、適切な安全対策を施し、厳正に取扱うこととする。
	シゾヨのナ他ルオリペスレク	「システムリスク管理規程」に則り、適切にリスク管理を行うと共に、セキュリティポリシー遵守により、適切な安全対策を確保する。また緊急時においては、「危機管理規程」「コンテインジエンシープラン」に則った態勢とする。
	シゾヨのナ他ルオリペスレク	その他オペレーションアル・リスクは、当組合が定義したオペレーションアル・リスクのうち、事務リスク・システムリスクを除いたリスクをいう。「法務リスク」「風評リスク」などを定義しますが、リスク特定については、それぞれのリスク所管部署が洗出しを行い、対象とするリスクを特定することとする。

リスク管理債権の状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

区分	期別	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成21年3月期	2,236	2,075	160	100.00%
	平成22年3月期	2,160	1,988	172	100.00%
延滞債権	平成21年3月期	13,183	9,615	2,252	90.02%
	平成22年3月期	13,386	9,916	1,980	88.87%
3カ月以上	平成21年3月期	43	34	3	84.59%
延滞債権	平成22年3月期	48	35	4	83.95%
貸出条件緩和債権	平成21年3月期	3,860	1,558	277	47.56%
	平成22年3月期	1,723	537	170	41.09%
合計	平成21年3月期	19,324	13,284	2,693	82.68%
	平成22年3月期	17,319	12,478	2,328	85.49%

(単位:百万円・%)

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、口民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、二会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てる個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

区分	期別	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成21年3月期	7,755	7,239	515	7,755	100.00%	100.00%
	平成22年3月期	7,987	7,446	540	7,987	100.00%	100.00%
危険債権	平成21年3月期	7,884	4,667	1,900	6,568	83.31%	59.10%
	平成22年3月期	7,784	4,674	1,619	6,294	80.85%	52.08%
要管理債権	平成21年3月期	3,904	1,592	280	1,873	47.98%	12.14%
	平成22年3月期	1,772	573	175	748	42.26%	14.64%
不良債権計	平成21年3月期	19,543	13,500	2,696	16,197	82.87%	44.63%
	平成22年3月期	17,543	12,695	2,335	15,030	85.67%	48.17%
正常債権	平成21年3月期	81,802					
	平成22年3月期	85,417					
合計	平成21年3月期	101,346					
	平成22年3月期	102,960					

(単位:百万円・%)

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証額等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

適切な勧誘・募集

1. 金融商品にかかる勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧説は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧説が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

2. 保険募集指針

当組合は、適切な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めてあります。

1. 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
2. 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払するのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
3. 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
4. 当組合は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方」「当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金等の額を限度としてお取扱いさせていただきます。
5. 当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
6. 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・手手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともあります。
7. 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

個人情報保護法

いわしんでは、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守し、『個人情報保護宣言』に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うと共に、その正確性・機密保持に努めています。

預金者保護法

スキミングをはじめATMを利用した犯罪が後を絶たず、金融機関には取引の安全性確保に向けた取組が求められています。いわしんでは、預金者保護法施行と同時にキャッシュカードをご利用いただいているお客様に対し、生年月日・電話番号など類推されやすい暗証番号使用に注意を促す文書を発送すると共に、セキュリティ機能を充実させた最新鋭ATM機を導入し安全性確保に取組んでいます。

お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理

当組合は、当組合等とお客様の間における利益相反のある取引に関し、法令、諸規程等を遵守し、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、お客様の正当な利益の確保及びその利便性の向上に取組んでいます。

※利益相反とは、当組合等とお客様の間、及び、当組合等のお客様相互間に於いて利益が相反する状況をいいます。

当組合の自己資本の充実の状況等について

自己資本の構成に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

自己資本につきましては、いわしんが積立ているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金にて調達しております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内基準自己資本比率である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保ってあります。将来の自己資本充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通して得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えてあります。

(単位：百万円)

項目	平成20年度	平成21年度
(自己資本)		
出資金	4,036	4,086
非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他の資本剰余金	—	—
利益準備金	1,498	1,516
特別積立金	535	585
次期繰越金	58	93
その他の	—	—
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	—
企業結合により計上された無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
基本的項目計(A)	6,128	6,281
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	151	151
一般貸倒引当金	769	709
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	—	—
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—
補完的項目不算入額(△)	187	119
補完的項目計(B)	733	742
自己資本額(C-D)(E)	6,861	7,023
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス)項目	85,970	88,047
オフ・バランス取引等項目	527	439
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,567	5,949
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計(F)	93,066	94,435
単体Tier1比率(A/F)	6.58%	6.65%
単体自己資本比率(E/F)	7.37%	7.43%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年度金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出してあります。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い当該金額を記載してありません。なお、特例を考慮しない場合の金額は、平成20年度394百万円、平成21年度85百万円です。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

科目	平成20年度		平成21年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(A)	86,498	3,459	88,486	3,539
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	86,498	3,459	88,486	3,539
(i) ソブリン向け	415	16	204	8
(ii) 金融機関向け	7,225	289	7,937	317
(iii) 法人等向け	32,770	1,310	29,886	1,195
(iv) 中小企業等・個人向け	18,497	739	18,406	736
(v) 抵当権付住宅ローン	4,180	167	3,429	137
(vi) 不動産取得等事業向け	1,972	78	7,624	304
(vii) 三月以上延滞等	11,321	452	11,920	476
(viii) 信用保証協会等による保証付	221	8	258	10
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーションナル・リスク(B)	6,567	262	5,949	237
単体総所要自己資本額(A+B)	93,066	3,722	94,435	3,777

(注)

1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及びソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーションナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。
6. オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法
$$\frac{\text{粗利潤} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利潤の合計額}} \div 8$$

直近3年間のうち粗利潤が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

出資等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

当組合における出資等又は株式にあたるものは、上場株式・非上場株式・投資信託・関連会社出資金・その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。これらを含めた有価証券のリスクの認識については、「市場リスク管理マニュアル」に基づき、リスク管理部門で、時価評価及び予想損失額算出によりリスクを計測し把握すると共に、運用状況について常務会への報告により、運用継続についての是非を協議・検討するなど、適切なリスク管理に努めています。

(1) 出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区分	平成20年度		平成21年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,774	1,774	1,737	1,737
合計	1,774	1,774	1,737	1,737

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクspoージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクspoージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
売却益	1	—
売却損	—	—
償却	12	2

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクspoージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
評価損益	△ 394	△ 58

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

リスクテイクを経営体力の範囲内に抑制し、経営の健全性を確保するため、リスクが自己資本に比して過大とならないよう限度額を設定し、信用リスク・オペレーションリスク・市場リスク（VaR値）等にそれぞれリスク枠を設けて、限度額に抵触しないよう管理しています。具体的には、定期的にVaR値、BPVなど管理指標を計測し、リスク管理担当部署においてモニタリングを行い、定期開催される常務会へ報告、常務会において協議・検討が行われ、重要事項については、理事会の承認を得る体制としています。

また、VaRモデルから算出されたVaR値と損益との関係を検証するバックテストを定期的に実施し、VaRモデル精度の検証を行います。

2. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信組業界で構築したSKCALMシステム等を用いて、VaR手法により金利リスクを計測しております。VaR手法とは、過去のデータを使って（観測期間1年）、一定の期間に（保有期間1ヶ月）、一定の確率で発生し得る（信頼区間99%）最大の損失額を計測する手法です。

(単位：百万円)

銀行勘定における金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額	平成20年度	平成21年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	478	238

財務情報

■財務諸表の適正性および内部監査の有効性

私は当組合の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

平成22年6月18日

いわき信用組合

理事長

■監査報告書

当組合は協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に基づき、「新日本有限責任監査法人」の監査を受けてあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月20日

いわき信用組合
理 事 長 司 祐

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
監査執行社員 小畠吉伸

指定有限責任社員
監査執行社員 宮根健一

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、いわき信用組合の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなはち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成者は監査者にあり、当監査法人の責任は独立した計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な根拠を有することを求めている。監査は、純度を基礎として行われ。監査者が採用した合併計算及びその適用方法並びに監査者によって目撃された見極りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の結果及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

総合と当監査法人又は算査執行社員との間に、当該合計士法の規定により距離すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方法、監査計画等に従い、理事会、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、理事会の収集及び監査の権限の行使に附帯するとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決議事項等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、当該監査人から「職務の執行が適正に行われることを確認するための体制」「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年1月28日企画会計審査会議)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、規則の範囲内の状況を正しく示しているものと認めます。

二、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

当該監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年3月27日

いわき信用組合
監査監査
監査監査
監査監査

(注) 監査報告書は、当組合の第62期事業年度の計算書類、すなはち、貸借対照表、損益計算書、および剰余金処分案ならびにその附属明細書について表明されたものの写しであり、当ディスクロージャー誌を対象としたものではありません。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェ イト区分 (%)	エクスポートの額			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	4,959	6,641	3,710	8,223
10%	189	3,082	206	4,673
20%	3,631	33,961	3,771	33,777
35%	—	11,947	—	9,803
50%	1	—	878	—
75%	—	27,690	—	27,532
100%	634	44,945	1,090	45,872
150%	—	10,129	—	10,304
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	9,417	138,399	9,657	140,187

(注)

1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポートは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

5. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

24ページをご参照ください。

□信用リスク削減手法に関する事項

単体と同内容につき、25ページをご参照ください。

□派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体と同内容につき、25ページをご参照ください。

□証券化エクスポートに関する事項

該当ありません。

□オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

以上については単体と同内容につき、25ページをご参照ください。

□出資等エクスポートに関する事項

単体と同内容につき、26ページをご参照ください。

【銀行勘定における金利リスクに関する事項】

単体と同内容につき、26ページをご参照ください。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目であります。

ごあいさつ	2	46 消費者ローン・住宅ローン残高	36
【概況・組織】		47 代理貸付残高の内訳	36
1 事業方針	3	48 職員1人当たり貸出金残高	33
2 事業の組織*	5	49 1店舗当たり貸出金残高	33
3 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	5	【有価証券に関する指標】	
4 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	42	50 商品有価証券の種類別平均残高*	該当なし
5 自動機器設置状況	42	51 有価証券の種類別平均残高*	34
6 地区一覧	42	52 有価証券種類別残存期間別残高*	34
7 組合員数	4	53 預証率(期末・期中平均)*	33
8 子会社の状況	37	【経営管理体制に関する事項】	
【主要事業内容】		54 法令遵守の体制*	19
9 主要な事業の内容*	16~17	55 リスク管理体制*	19~20
10 信用組合の代理業者*	該当なし	資料編(バーゼルIIに関する事項を含む) 23~26	
【業務に関する事項】		【財産の状況】	
11 事業の概況*	4	56 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*	27~30
12 経常収益*	4	57 リスク管理債権及び同債権に関する保全額*	21
13 業務純益	32	(1)破綻先債権	
14 経常利益(損失)*	4	(2)延滞債権	
15 当期純利益(損失)*	4	(3)3か月以上延滞債権	
16 出資総額、出資総口数*	4	(4)貸出条件緩和債権	
17 純資産額*	4	58 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	21
18 総資産額*	4	59 自己資本充実状況(自己資本比率明細)*	23
19 預金積金残高*	4	(バーゼルIIに関する事項を含む)	
20 貸出金残高*	4	60 有価証券、金銭の信託等の評価*	35
21 有価証券残高*	4	61 外貨建資産残高	該当なし
22 単体自己資本比率*	4	62 オフバランス取引の状況	該当なし
23 出資配当金*	4	63 先物取引の時価情報	該当なし
24 職員数*	4	64 オプション取引の時価情報	該当なし
【主要業務に関する指標】		65 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	24
25 業務粗利益及び業務粗利益率*	32	66 貸出金償却の額*	36
26 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支*	32	67 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	31
27 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利潤*	32	68 会計監査人による監査*	31
28 受取利息、支払利息の増減*	32	【その他の業務】	
29 役務取引の状況	32	69 内国為替取扱実績	33
30 その他業務収益の内訳	33	70 外国為替取扱実績	該当なし
31 経費の内訳	33	71 公共債窓販売実績	33
32 総資産経常利益率*	32	72 公共債引受け額	33
33 総資産当期純利益率*	32	73 手数料一覧	18
【預金に関する指標】		【その他の】	
34 預金種目別平均残高*	34	74 トピックス	6
35 預金者別預金残高	34	75 当組合の考え方	3
36 財形貯蓄残高	34	76 沿革・歩み	6
37 職員1人当たり預金残高	33	77 繙続企業の前提の疑義*	該当なし
38 1店舗当たり預金残高	33	78 総代会について	7
39 定期預金種類別残高*	34	79 リレーションシップバンキングについて	10
【貸出金等に関する指標】		【地域貢献に関する事項】	
40 貸出金種類別平均残高*	36	80 地域貢献	14~15
41 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	36	81 地域密着型金融の取組み状況	10~11
42 貸出金金利区分別残高*	36	82 金融円滑化法への取組み状況	12~13
43 貸出金使途別残高*	36		
44 貸出金業種別残高・構成比*	36		
45 預貸率(期末・期中平均)*	33		

店舗のご案内

店舗一覧

店舗名	電話番号	ATM稼働時間		子どもひなんの家
		平日	土曜・日曜・祝日	
本部	0246-92-4111	—	—	
本店営業部	0246-54-6711	8:45~20:00	9:00~17:00	●
小名浜支店	0246-54-5111	8:45~20:00	9:00~17:00	
江名支店	0246-55-7171	8:45~20:00	9:00~17:00	
中之作支店	0246-55-7104	8:45~18:00	—	
塩屋崎支店	0246-39-3333	8:45~20:00	9:00~17:00	
植田支店	0246-62-3158	8:45~20:00	9:00~17:00	
勿来支店	0246-65-4315	8:45~20:00	9:00~17:00	
平支店	0246-23-3155	8:45~20:00	9:00~17:00	●
玉川支店	0246-58-2815	8:45~20:00	9:00~17:00	●
泉支店	0246-56-0311	8:45~20:00	9:00~17:00	●
鹿島支店	0246-58-4111	8:45~20:00	9:00~17:00	●
本庁前支店	0246-23-0101	8:45~20:00	9:00~17:00	●
内郷支店	0246-26-2089	8:45~20:00	9:00~17:00	●
楓葉支店	0240-25-2121	8:45~20:00	9:00~17:00	
四倉支店	0246-32-2226	8:45~20:00	9:00~17:00	
好間支店	0246-36-5641	8:45~20:00	9:00~17:00	
神谷支店	0246-34-4181	8:45~20:00	9:00~17:00	
湯本支店	0246-42-2185	8:45~20:00	9:00~17:00	●
郷ヶ丘支店	0246-28-3400	8:45~20:00	9:00~17:00	●
ローンセンター	0246-28-4112	8:45~20:00	9:00~17:00	●



店外 ATM

店舗名	ATM稼働時間	
	平日	土曜・日曜・祝日
鹿島ショッピングセンター内	10:00~20:00	10:00~17:00
自由ヶ丘ローンセンター内	8:45~20:00	9:00~17:00
旧久之浜支店駐車場内	9:00~20:00	9:00~17:00





<http://www.iwaki-shinkumi.com/>

E-mail : customer@iwaki-shinkumi.com

